

仕 様 書

- 1 本仕様書は、ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託に必要な事項を定めるものである。
- 2 受託者は、業務に当たっては、脱臭機能を十分に達成できるよう、仕様書に基づき、本市係員の指示に従い業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、契約後速やかに係員と協議の上、作業工程表を作成し、作業に着手しなければならない。
- 4 対象ポンプ場
 - (1) 名草第2汚水中継ポンプ場 和歌山市紀三井寺735番地
 - (2) 毛見汚水中継ポンプ場 和歌山市毛見973番地の2
- 5 各ポンプ場の脱臭カートリッジに充填されている劣化炭を再生処理等活性炭に交換し、脱臭カートリッジのパッキンを貼り替えること。交換の際は、脱臭カートリッジのメッシュも貼り替えること。(以下「再生処理炭交換等作業」という。)また、脱臭カートリッジ下部と脱臭塔の設置面におけるパッキンも準備し搬入すること。(当該パッキンの貼り替えは本市が行う。)脱臭カートリッジはポンプ場から搬出し、再生処理炭交換等作業後、ポンプ場に搬入する。なお、回収した劣化炭はできるだけ再利用するよう努めること。

各ポンプ場への貨物の乗り入れは、周囲の交通及び道路状況から基本4t車までとする。また、事前に道路幅の狭い箇所等を確認の上、搬出及び搬入の際のクレーン付トラック等の準備も行うこと。また、悪天候等により搬出及び搬入の日時を変更することも考慮すること。
- 6 再生処理等活性炭の品質、数量は別紙のとおりとする。
- 7 各ポンプ場からの劣化炭の搬出及び再生処理等活性炭の搬入に際し、受託者又は第三者に損害を与えた場合は、補償すること。
- 8 各ポンプ場での作業において公道に停車して作業を行う場合には、事前に管轄警察署へ道路使用許可申請を行い、許可を得ること。なお、許可申請にかかる費用は受託者が負担するものとする。
- 9 委託業務は、すべて本市の検査に合格しなければならない。また、業務委託完了後1年以内に不具合が生じた場合、受託者の責任と認められた原因のときは、係員の指示により速やかに無償にて対応しなければならない。
- 10 受託者は、次の書類を各2部提出すること。
 - (1) 完了報告書
 - (2) 試験成績書
 - (3) 計量証明書
 - (4) 写 真

名草第2污水中継ポンプ場

品 質 表

品 名 項 目	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
主 原 料	ヤシガラ	ヤシガラ	ヤシガラ
形 状	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)
粒度(4～6メッシュ)	95%以上	95%以上	95%以上
充 填 密 度	0.45～0.55 g/ml	0.50～0.65 g/ml	0.40～0.60 g/ml
硬 度	95%以上	95%以上	95%以上

数 量

	カートリッジ 寸法 [m]	カートリッジ 個数 [個]	活性炭 必要高さ [m]	活性炭 必要容量 [m ³]
1) 酸性ガス用 カセイコール KSX アルカリ吸着炭GH2x 同上品質と同等品	W 1.0×L 1.0 ×H 0.50	1	0.38	0.38
2) 中性ガス用 カセイコール KNX 中性炭GS ₂ X 同上品質と同等品	W 1.0×L 1.0 ×H 0.64	1	0.52	0.52
3) 塩基性ガス用 カセイコール K VX 酸吸着炭GT _{SX} 同上品質と同等品	W 1.0×L 1.0 ×H 0.70	1	0.58	0.58

※ 参 考

処理風量：18m³/min

毛見污水中継ポンプ場

品 質 表

品 名 項 目	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
主 原 料	ヤシガラ	ヤシガラ	ヤシガラ
形 状	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)
粒度(4～6メッシュ)	95%以上	95%以上	95%以上
充 填 密 度	0.45～0.55 g/ml	0.50～0.65 g/ml	0.40～0.60 g/ml
硬 度	95%以上	95%以上	95%以上

数 量

	カートリッジ 寸法 [m]	カートリッジ 個数 [個]	活性炭 必要高さ [m]	活性炭 必要容量 [m ³]
1) 酸性ガス用 カセイコール KSX アルカリ吸着炭GH2x 同上品質と同等品	W 0.80 × L 0.80 × H 0.45	1	0.35	0.22
2) 中性ガス用 カセイコール KNX 中性炭GS ₂ X 同上品質と同等品	W 0.80 × L 0.80 × H 0.60	1	0.50	0.32
3) 塩基性ガス用 カセイコール K VX 酸吸着炭GT _{SX} 同上品質と同等品	W 0.80 × L 0.80 × H 0.70	1	0.60	0.38

※ 参 考

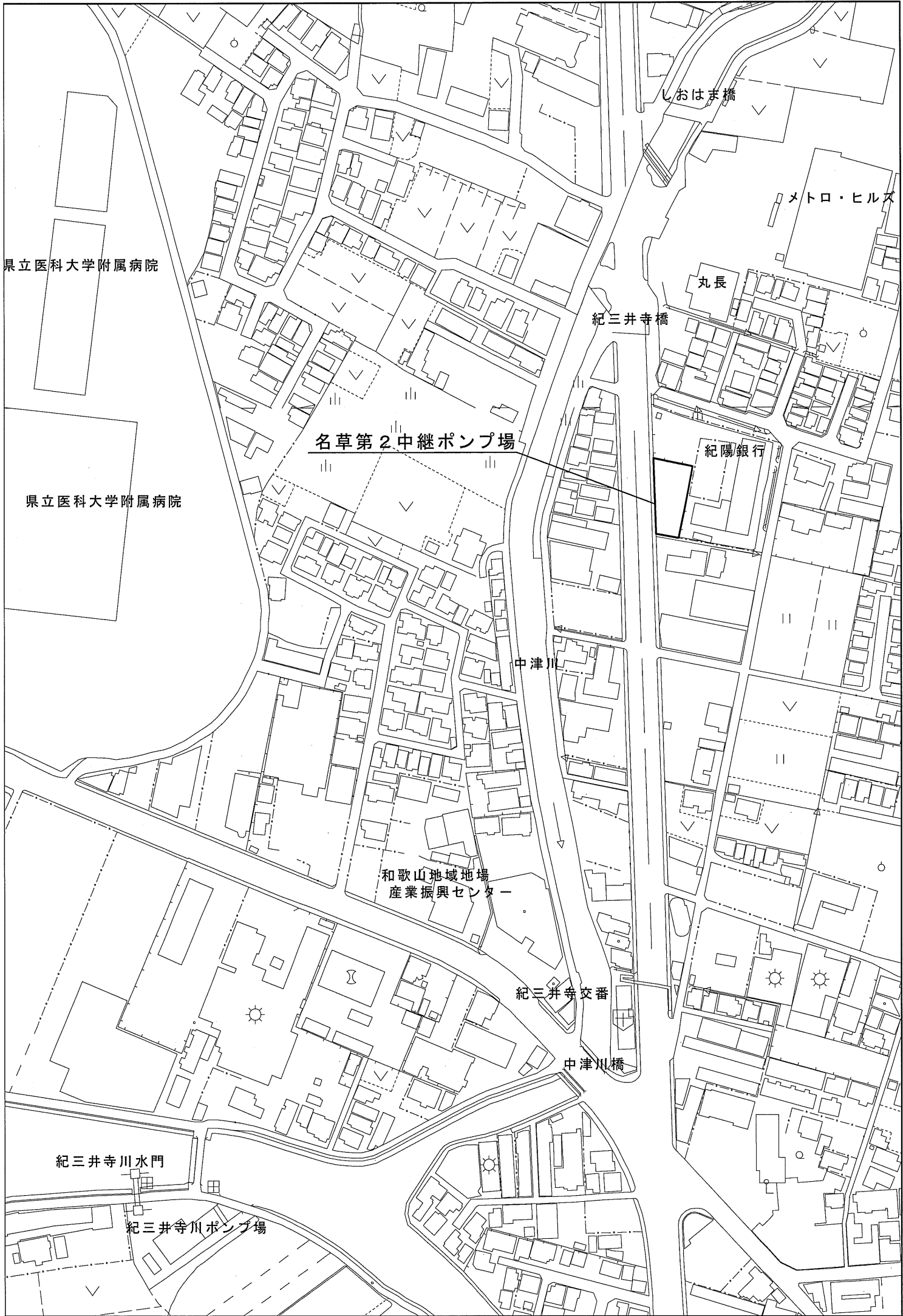
処理風量: 11m³/min

附 則

記録写真撮影要領

1. 撮影箇所 撮影箇所は、加工及び現場作業状況等のほか、係員が指示する箇所または、当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならない。
2. 撮影方法 受託者は、作業前・作業中・完了等適宜必要に応じて撮影すること。
また、撮影位置等の表示について
 - ① 写真には、件名・工種・撮影対象等を明記した黒板を入れて撮影すること。
 - ② 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の背景を入れること。
 - ③ 一枚の写真では、位置関係が不明となる場合は、貼りあわせること。
 - ④ 所定の寸法の表示が必要となる場合は、寸法が判断できるように原則として、寸法を示す器具を入れて撮影すること。ただし、その器具は撮影後判断できる箱尺・リボンテープ等を使用すること。
 - ⑤ 箱尺をあてる場合は、目盛りの零位点に留意すること。
 - ⑥ 寸法読みとりの定規は、水平又は、鉛直に正しくあて、原則として定規と直角の方向から撮影すること。
 - ⑦ その他
 - a) 撮影箇所の周囲は、よく整理しておくこと。
 - b) 撮影は、できるだけ同一方向に一定して撮ること。
 - c) 夜間の撮影は、夜間の状況が判断できること。
 - d) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。
3. 整理編集 (1)写真帳の提出
委託業務が完了したときは、表紙に委託業務件名、委託業者名等を記入の上、写真帳を提出のこと。
(2)写真帳はA4サイズとし、必要に応じて余白に説明をつけること。
(3)黒板記載様式(参考)

発 注 者	和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男 様
件 名	ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託
工 種	〇〇中継ポンプ場
状況説明	各作業について記載
委託業者名	株式会社▲■◎○



県立医科大学附属医院

県立医科大学附属医院

名草第2中継ポンプ場

中津川

和歌山地域地場
産業振興センター

紀三井寺交番

中津川橋

紀三井寺川水門

紀三井寺川ポンプ場

しおはま橋

メトロ・ヒルズ

丸長

紀三井寺橋

紀陽銀行



毛見污水中継ポンプ場

和歌浦湾

浜の宮ビーチ海水浴場

毛見雨水ポンプ場 W

毛見浦漁協

笹音大菩薩

サンプリッジ

マリーナ污水中継ポンプ場

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲はポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（履行期間）

第2条 この契約の履行期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（履行期日の変更）

第9条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期日に委託業務を履行できなかったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により履行期日の変更を求める

ことができる。この場合において甲は、変更した履行期日を遅滞なく、書面で通知するものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により履行期日に委託業務を履行しない場合において、当該履行期日後相当の期間内に属する日に委託業務を履行できるときは、乙から委託金額の100分の10の金額に相当する額の損害賠償金を徴収して、履行期日を変更することができる。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (4) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、事前に通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。的に関与していると認められるとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(その他の遵守事項)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、公文書（甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。））に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、情報を管理する情報システム（パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器）を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

和歌川終末処理場脱臭用活性炭再生処理業務委託 仕 様 書

1. 本仕様書は、和歌川終末処理場（和歌山市塩屋五丁目 3 番 4 1 号）焼却炉の活性炭取替委託に必要な事項を定めるものである。
2. 受託者は、業務に当たっては、脱臭機能を十分に達成できるよう、仕様書に基づき、本市係員の指示にしたがい業務を履行しなければならない。
3. 受託者は、契約後速やかに係員と協議の上、作業工程を作成し、作業に着手しなければならない。
4. 劣化炭(カートリッジに充填)を再生処理炭に交換し、カートリッジのパッキンを張り替えること。
5. 劣化炭の搬出及び再生炭の搬入は、市指定場所からの搬出及び市指定場所への搬入とする。（搬入・搬出場所は別紙参照）
6. 再生処理炭の品質・数量は、表 1 のとおりとする。
※ 和歌川終末処理場の搬入量のみを質量等で表記すること。
決して重量（k g）では表記しないこと。
7. 劣化炭の搬出及び再生炭の搬入に際し、市又は第三者に損害を与えた場合は、補償すること。
8. 委託業務は、すべて本市の検査に合格しなければならない。
9. 受託者は、委託業務完了後速やかに下記の図書を提出すること。

（1）完了報告書	（2 部）
（2）活性炭試験成績書	（2 部）
（3）活性炭計量証明書	（1 部）
（4）写 真	（1 部） 附則）記録写真撮影要領 参照のこと

表 1

和歌川終末処理場

焼却炉用脱臭活性炭

品 質 表

項目 \ 品名	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
主 原 料	ヤシガラ	ヤシガラ	ヤシガラ
形 状	破碎炭(小粒状)	破碎炭(小粒状)	破碎炭(小粒状)
粒度(4～8メッシュ)	94%以上	95%以上	95%以上
充填密度	0.45～0.55g/ml	0.50～0.65g/ml	0.40～0.60g/ml
硬 度	90%以上	90%以上	90%以上
平衡吸着量	4%g/g以上	7%g/g以上	18%g/g以上

数 量

	カートリッジ寸法 m	カートリッジ個数 個	活性炭必要高さ m	活性炭必要容量 m ³
1)酸性ガス用	W1.3*L1.3 *H0.45	1	0.36	0.608
2)中性ガス用	W1.3*L1.3 *H0.45	2	0.72	1.217
3)塩基性ガス用	W1.3*L1.3 *H0.45	1	0.36	0.608

※ 参 考

処理風量：30 m³/min

記録写真撮影要領

1. 撮影箇所

撮影箇所は、加工及び現場作業状況等のほか、係員が指示する箇所または、当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならない。

2. 撮影方法

受託者は、作業前・作業中・完了等適宜必要に応じて撮影すること。

また、撮影位置等の表示について

①写真には、件名・工種・撮影対象等を明記した黒板を入れて撮影すること。

②位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の背景を入れること。

また、劣化炭、再生処理炭の接写写真も撮影すること。

③一枚の写真では、位置関係が不明となる場合は、貼りあわせること。

④所定の寸法の表示が必要となる場合は、寸法が判断できるように原則として、寸法を示す器具を入れて撮影すること。ただし、その器具は撮影後判断できる箱尺・リボンテープ等を使用すること。

⑤箱尺をあてる場合は、目盛りの零位点に留意すること。

⑥寸法読みとりの定規は、水平又は、鉛直に正しくあて、原則として定規と直角の方向から撮影すること。

⑦その他

a) 撮影箇所の周囲は、よく整理しておくこと。

b) 撮影は、できるだけ同一方向に一定して撮ること。

c) 夜間の撮影は、夜間の状況が判断できること。

d) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

3. 整理編集

(1) 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

(2) 写真の整理

a) 写真撮影後は、速やかに現像、焼き付けし、作業の進行順に対比できるように整理し、必要の都度確認できるようにする。

b) 写真帳（A4サイズ）は、常に整理しておき、必要に応じて余白に説明をつけること。

(3) 写真帳の提出

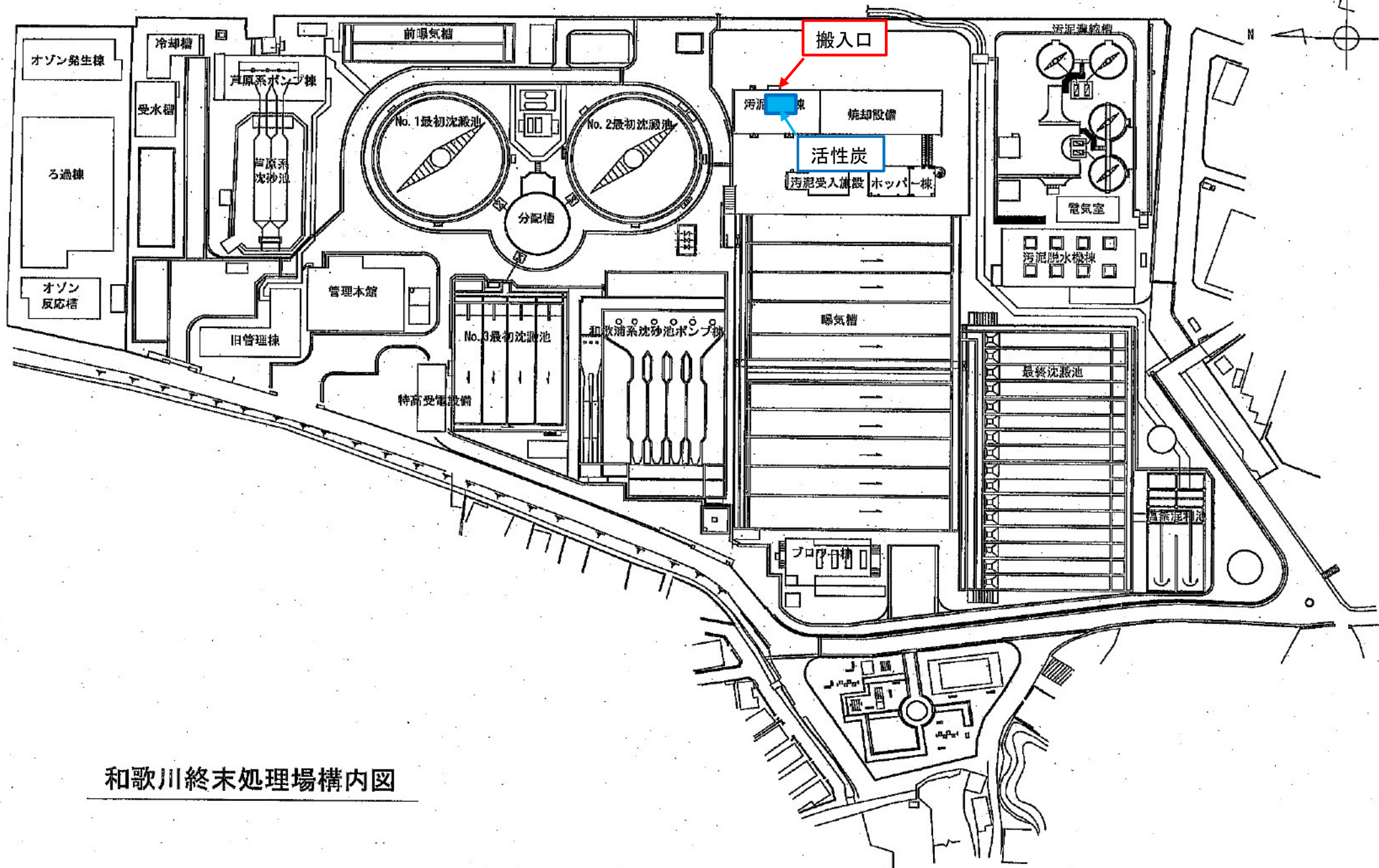
作業・委託業務が完了したときは、表紙に委託業務件名、委託業者名等を記入の上、写真帳を提出のこと。

(4) 黒板記載様式（参考）

納入先 ※1	終末処理場管理課（和歌川終末処理場）様
件名	〇〇〇〇場脱臭用活性炭再生処理業務委託
工種	〇〇〇〇〇〇〇〇
状況説明 ※2	
委託業者名	株式会社 ▲ ■ ◎ ○

※1 工場製作・製品の写真のみ記載のこと。

※2 必要に応じて記載のこと。



和歌川終末処理場構内図

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌川終末処理場脱臭用活性炭再生処理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託件名は「和歌川終末処理場脱臭用活性炭再生処理業務委託」とする。

3 この契約書の定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（契約期間）

#REF!

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規程により不納付とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一次中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときはその損害を賠償しなければならない。この場合において賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事者が受けた損害については一切に責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第11条 乙はその責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(報告及び確認)

第12条 乙は仕様書に基づき委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲の定める方式により甲に報告し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、当該期間に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、第16条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 債務の履行を拒絶する意思を明確示したとき。

(4) 理由のいかんを問わず契約に違反したとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は甲が乙に対し、乙は委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的

に關与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は關与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も

同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(解約)

第17条 甲は、第14条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が5か月を超えたとき。

- 2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し若しくは不足物の引渡し、又は報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 甲は、契約不適合があることを知った時から1年以内に乙に通知しなければ、前項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定は、成果品の契約不適合が甲の指図等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指図等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、契約保証金及び甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 3 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 4 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行（処理）に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(その他の遵守事項)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の各号のいずれをも遵守しなければならない。

(1) 乙は、公文書(甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、情報を管理する情報システム(パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器)を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産(公文書に記載若しくは記録された情報又は情報を管理する情報システム)の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を適用する。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

和歌浦ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託 仕 様 書

1. 本仕様書は、和歌浦ポンプ場（和歌山市和歌浦東四丁目655番地の5）の脱臭用活性炭再生処理業務委託に必要な事項を定めるものである。
2. 受託者は、業務に当たっては、脱臭機能を十分に達成できるよう、仕様書に基づき、本市係員の指示にしたがい業務を履行しなければならない。
3. 受託者は、契約後速やかに係員と協議の上、作業工程を作成し、作業に着手しなければならない。
4. 劣化炭(カートリッジに充填)を再生処理炭に交換し、カートリッジのパッキンを張り替えること。
5. 劣化炭の搬出及び再生炭の搬入は、市指定場所からの搬出及び市指定場所への搬入とする。（搬入・搬出場所は別紙参照）
6. 再生処理炭の品質・数量は、表1のとおりとする。
※ 和歌浦ポンプ場の搬入量のみを質量等で表記すること。
決して重量（kg）では表記しないこと。
7. 劣化炭の搬出及び再生炭の搬入に際し、市又は第三者に損害を与えた場合は、補償すること。
8. 委託業務は、すべて本市の検査に合格しなければならない。
9. 受託者は、委託業務完了後速やかに下記の図書を提出すること。

（1）完了報告書	（2部）
（2）活性炭試験成績書	（2部）
（3）活性炭計量証明書	（1部）
（4）写 真	（1部） 附則）記録写真撮影要領 参照のこと

表 1

和歌浦ポンプ場

品 質 表

項目 \ 品名	中性ガス用	塩基性ガス用	酸性ガス用
主 原 料	ヤシガラ	ヤシガラ	ヤシガラ
形 状	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)	円柱状(ペレット状)
粒度(4～6メッシュ)	95% 以上	95% 以上	95% 以上
充填密度	0.45～0.55g/ml	0.50～0.65g/ml	0.40～0.60g/ml
硬 度	95% 以上	95% 以上	95% 以上

数 量

	カートリッジ寸法 m	カートリッジ個数 個	活性炭必要高さ m	活性炭必要容量 m ³
1) 酸性ガス用 カセコール KSX アルカリ吸着炭GH2x 同上品質と同等品以上	W1.0*L1.0 *H0.45	1	0.35	0.35
2) 中性ガス用 カセコール KNX 中性炭GS ₂ X 同上品質と同等品以上	W1.0*L1.0 *H0.45	1	0.35	0.35
3) 塩基性ガス用 カセコール K VX 酸吸着炭GT _{SX} 同上品質と同等品以上	W1.0*L1.0 *H0.50	1	0.40	0.40

※ 参 考

処理風量：14 m³/min

記録写真撮影要領

1. 撮影箇所

撮影箇所は、加工及び現場作業状況等のほか、係員が指示する箇所または、当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならない。

2. 撮影方法

受託者は、作業前・作業中・完了等適宜必要に応じて撮影すること。

また、撮影位置等の表示について

- ①写真には、件名・工種・撮影対象等を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ②位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の背景を入れること。
また、劣化炭、再生処理炭の接写写真も撮影すること。
- ③一枚の写真では、位置関係が不明となる場合は、貼りあわせること。
- ④所定の寸法の表示が必要となる場合は、寸法が判断できるように原則として、寸法を示す器具を入れて撮影すること。ただし、その器具は撮影後判断できる箱尺・リボンテープ等を使用すること。
- ⑤箱尺をあてる場合は、目盛りの零位点に留意すること。
- ⑥寸法読みとりの定規は、水平又は、鉛直に正しくあて、原則として定規と直角の方向から撮影すること。
- ⑦その他
 - a) 撮影箇所の周囲は、よく整理しておくこと。
 - b) 撮影は、できるだけ同一方向に一定して撮ること。
 - c) 夜間の撮影は、夜間の状況が判断できること。
 - d) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

3. 整理編集

(1) 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

(2) 写真の整理

- a) 写真撮影後は、速やかに現像、焼き付けし、作業の進行順に対比できるように整理し、必要の都度確認できるようにする。
- b) 写真帳（A4サイズ）は、常に整理しておき、必要に応じて余白に説明をつけること。

(3) 写真帳の提出

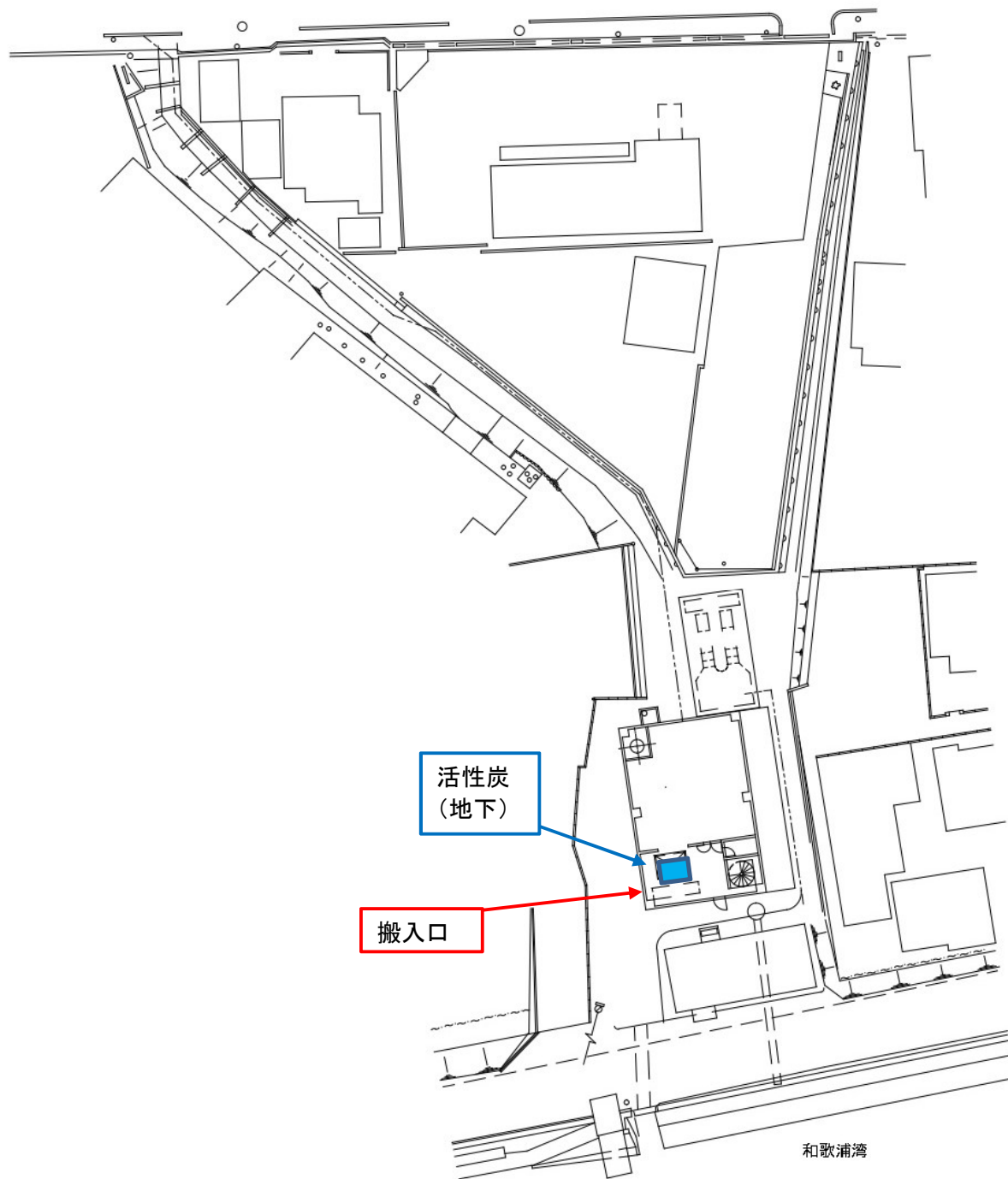
作業・委託業務が完了したときは、表紙に委託業務件名、委託業者名等を記入の上、写真帳を提出のこと。

(4) 黒板記載様式（参考）

納 入 先 ※1	終末処理場管理課（和歌川終末処理場） 様
件 名	〇〇〇〇場脱臭用活性炭再生処理業務委託
工 種	〇〇〇〇〇〇〇〇
状況説明 ※2	
委託業者名	株 式 会 社 ▲ ■ ◎ ○

※1 工場製作・製品の写真のみ記載のこと。

※2 必要に応じて記載のこと。



全体配置図

施設名	和歌浦ポンプ場		
図面名称	全体配置図		
縮尺		単位	mm
和歌山市企業局下水道部			

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌浦ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託件名は「和歌浦ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託」とする。

3 この契約書の定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（契約期間）

#REF!

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規程により不納付とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一次中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときはその損害を賠償しなければならない。この場合において賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事者が受けた損害については一切に責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第11条 乙はその責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(報告及び確認)

第12条 乙は仕様書に基づき委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲の定める方式により甲に報告し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、当該期間に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、第16条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 債務の履行を拒絶する意思を明確示したとき。

(4) 理由のいかんを問わず契約に違反したとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は甲が乙に対し、乙は委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的

に關与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は關与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき關係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も

同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(解約)

第17条 甲は、第14条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が5か月を超えたとき。

- 2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し若しくは不足物の引渡し、又は報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 甲は、契約不適合があることを知った時から1年以内に乙に通知しなければ、前項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定は、成果品の契約不適合が甲の指図等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指図等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、契約保証金及び甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 3 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 4 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行（処理）に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(その他の遵守事項)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の各号のいずれをも遵守しなければならない。

(1) 乙は、公文書(甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、情報を管理する情報システム(パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器)を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産(公文書に記載若しくは記録された情報又は情報を管理する情報システム)の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を適用する。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（以下「個人情報記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

1 委 託 名 称 ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託・和歌川終末処理場脱臭用活性炭再生処理業務委託・和歌浦ポンプ場脱臭用活性炭再生処理業務委託

2 委 託 番 号 59・60・61

3 担 当 課 終末処理場管理課（中央終末処理場・和歌川終末処理場）

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和7年10月31日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲載します。